

サービス利用料の返還 採用決定者が入社日から 3 ヶ月以内に、明らかに採用決定者の責により解雇された場合又は自己都合により退職した場合(以下「退職等」と言います。)に限り、乙は甲より受領した サービス利用料をその退職等の通知を受けた日から 1 ヶ月以内に甲に返還するものとする。ただし、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働 契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

第 1 項 入社日から 1 ヶ月以内の退職等の場合、サービス利用料の 75%に相当する金額

第 2 項 入社日から 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内の退職の場合、紹介手数料の 50%に相当する金額